

 県章	滋賀県公報	平成 30 年（2018 年） 3 月 12 日 第 4427 号 月 曜 日 毎週月・水・金曜 3 回発行
目次（※印は、県例規集に登載するもの） ○規則 ※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則（管理課）..... 1 訓令 ○教育委員会教育長訓令 警察本部訓令 ※滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程の廃止（子ども・青少年局）..... 1 ○告示 都市計画事業の変更の認可（下水道課）..... 2 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）..... 3 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）..... 3 道路区域の変更（道路課）..... 3 道路の供用開始（道路課）..... 4 ○公告 争議行為の通知公告（労働雇用政策課）..... 4 平成30年二級建築士試験実施公告（建築課）..... 4 平成30年木造建築士試験実施公告（建築課）..... 7 ○正誤 平成28年 6 月29日付け第4171号滋賀県告示第309号中..... 9 平成28年 6 月29日付け第4171号滋賀県告示第313号中..... 9 平成28年 7 月15日付け第4178号滋賀県告示第349号中..... 10 平成28年10月19日付け第4219号滋賀県告示第458号中..... 10		
規則 滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年 3 月12日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県規則第 5 号 滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 滋賀県収入証紙規則（昭和53年滋賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。 別表株式会社滋賀銀行長浜駅前支店の項、株式会社滋賀銀行下笠支店の項、株式会社滋賀銀行播磨田支店の項および株式会社滋賀銀行祇王支店の項を削る。 付 則 この規則は、公布の日から施行する。		
訓令 教育委員会教育長訓令 警察本部訓令		
滋賀県訓令第 4 号		

滋賀県教育委員会教育長訓令第 3 号**滋賀県警察本部訓令第 8 号**

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程（平成19年滋賀県訓令第45号、滋賀県教育委員会教育長訓令第16号、滋賀県警察本部訓令第23号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月12日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県教育委員会教育長	青	木			洋
滋賀県警察本部長	鎌	田		徹	郎

告**示****滋賀県告示第75号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第12号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年3月12日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 守山市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業守山市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月20日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和49年滋賀県告示第99号、昭和52年滋賀県告示第396号、昭和55年滋賀県告示第24号、昭和57年滋賀県告示第28号、昭和58年滋賀県告示第536号、昭和61年滋賀県告示第230号、昭和63年滋賀県告示第367号、平成4年滋賀県告示第400号、平成7年滋賀県告示第167号、平成9年滋賀県告示第163号、平成10年滋賀県告示第164号、平成14年滋賀県告示第389号、平成17年滋賀県告示第417号、平成22年滋賀県告示第239号、平成24年滋賀県告示第250号、平成26年滋賀県告示第120号および平成28年滋賀県告示第12号の事業地のうち守山市今浜町字新川、中町字太上軍、川田町字南ツカタテ、播磨田町字正五前甲および字仁和寺、下ノ郷町字六ッ木、字小路荒木、字北戸出および字南戸出、金森町字大苗、字下部、字大崎、字下右ヶ畑、字五反田、字庭塚、字立平田、字年方、字七反田、字立反田、字無足および字木ノ町、立入町字穴口および字荒牧、森川原町字村ノ内、三宅町字久保田、字高畑および字薄月、欲賀町字岩崎および字角門堂ならびに横江町字杉本を変更し、下ノ郷町字雨粕、字一ノ宮、字南高田、字下角、字京洛および字出池ならびに金森町字横枕、字前石ヶ田、字北、字畑、字柳原、字駒池、字タ立および字西野部を加える。

滋賀県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第158号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年3月12日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業野洲市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月12日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第54号、昭和54年滋賀県告示第125号、昭和54年滋賀県告示第323号、昭和56年滋賀県告示第149号、昭和58年滋賀県告示第143号、昭和60年滋賀県告示第163号、昭和63年滋賀県告示第336号、昭和63年滋賀県告示第471号、平成2年滋賀県告示第343号、平成3年滋賀県告示第429号、平成4年滋賀県告示第361号、平成6年滋賀県告示第495号、平成7年滋賀県告示第119号、平成9年滋賀県告示第452号、平成10年滋賀県告示第166号、平成11年滋賀県告示第504号、平成14年滋賀県告示第259号、平成16年滋賀県告示第168号、平成18

年滋賀県告示第895号、平成21年滋賀県告示第340号、平成22年滋賀県告示第251号、平成23年滋賀県告示第275号、平成25年滋賀県告示第211号、平成28年滋賀県告示第158号の事業地のうち野洲市小篠原字西ノ川原および字三大神を変更する。

滋賀県告示第77号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
多機能型重症児者等デイサービスふぁみりい	彦根市平田町584番地2 サニーヒル三越102号室	特定非営利活動法人道	彦根市高宮町1441番地11	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成30. 3. 1	2550200196
スマイルキッズ	愛知郡愛荘町市1490ー8	株式会社エスターテ	彦根市正法寺町160番地	児童発達支援	平成30. 3. 1	2551700020

滋賀県告示第78号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
療養通所介護事業所ふぁみりい	彦根市平田町584番地2 サニーヒル三越102号室	訪問看護ステーションふれんず株式会社	彦根市高宮町1441番地11	児童発達支援 放課後等デイサービス	2550200154	平成30. 2. 28

滋賀県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、平成30年3月12日から平成30年3月26日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	307号	愛知郡愛荘町松尾寺字竹之添1458番地先から	変更後	最小12.5m 最大24.7m	9.2m	道路法第24条工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更
		愛知郡愛荘町松尾寺字竹之添		最小12.5m		

		1458番地先まで	変更前	く 最大 24.7m	9.2m	
--	--	-----------	-----	------------------	------	--

滋賀県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年3月12日から平成30年3月26日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道307号	愛知郡愛荘町松尾寺字竹之添1458番地先から 愛知郡愛荘町松尾寺字竹之添1458番地先まで	平成30. 3. 12	L = 9. 2m

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から平成30年3月2日付けで2018年春闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合（滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合）との間における争議行為
- 2 日時 平成30年3月15日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

平成30年二級建築士試験実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
平成30年7月1日(日)	10:00～13:00 (3時間)	学科Ⅰ (建築計画) 学科Ⅱ (建築法規)
	14:10～17:10 (3時間)	学科Ⅲ (建築構造) 学科Ⅳ (建築施工)
平成30年9月9日(日)	11:00～16:00 (5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス） 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス） 草津市野路東1-1-1

3 受験資格（建築士法第15条）

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等	建築実務の 経 験 年 数
第1号	大学（短期大学を含む。）または高等専門学校において、指定科目を	卒業後0年

	修めて卒業した者	
第 2 号	高等学校または中等教育学校において、指定科目を修めて卒業した者	卒業後 3 年以上
第 3 号	その他知事が特に認める者	所定の年数以上
	建築設備士	0 年
第 4 号	建築に関する学歴なし	7 年以上

詳しくは、平成20年国土交通省告示第743号および平成20年国土交通省告示第744号ならびに平成20年滋賀県告示第580号に定めるところによります。

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 次の(ア)または(イ)に該当する者に限り行うことができます。

(ア) 過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票または合否の通知書が貼付されている者

(イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書または住民票が添付されている者

イ 受験申込みの受付期間 平成30年4月2日(月)から平成30年4月16日(月)まで

ウ 受験申込みの方法および郵送先

(ア) 受験申込みの方法 必ず簡易書留で郵送してください（締切日の消印のあるものまで有効です。）。

(イ) 郵送先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル （公財）建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

イ 受験申込みの受付期間および受付時間

(ア) 受付期間 平成30年4月9日(月)から平成30年4月16日(月)まで

(イ) 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

ウ 受験申込みの方法 （公財）建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 過去に二級建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験の受験票または合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行ってください。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)または(2)による受験申込みができなかった者も行うことができます。

イ 受験申込みの受付期間および受付時間

(ア) 受付期間 平成30年4月19日(木)から平成30年4月23日(月)まで

(イ) 受付時間 10時から17時まで

ウ 受験申込みの受付場所および方法

(ア) 受付場所 （公社）滋賀県建築士会（大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館3階）

(イ) 申込みの方法 (ア)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出してください。

(4) 受験申込書の配布

ア 郵送による配布（1名1部。ただし、異なる試験種別または申込区分で受験する者は、各1部を同時に請求することが可能です。）

(ア) 請求期間 平成30年3月26日(月)10時から平成30年4月6日(金)17時まで

(イ) 配布期間 平成30年4月2日(月)から平成30年4月13日(金)まで（着払いにより郵送します。）

平成30年4月13日(金)までに届かない場合は、(イ)の問い合わせ先に必ず平成30年4月16日(月)にお問い合わせください。

(イ) 郵送費用 受験申込書の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際にお支払いください。

(イ) 請求方法 （公財）建築技術教育普及センターのホームページによる請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求してください。FAXによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別（二級）および申込区分（「学科の試験から」または「設計製図の試験のみ」）を必ず明記し、次の宛先に請求してください。

宛先 （公財）建築技術教育普及センター受験申込書配布係（FAX 042-628-3550）

(ホ) 問い合わせ先 電話 042-628-9253（平成30年3月26日（月）から平成30年4月16日（月）までの平日9時30分から17時まで）

イ 受付窓口における配布

(ア) 配布期間 平成30年4月2日（月）から平成30年4月23日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。ただし、4月21日（土）および22日（日）は受験申込書の受付を実施する場所に限って配布を行います。）

(イ) 配布時間 9時30分から17時まで（ただし、4月23日（月）は9時30分から16時まで）

(ウ) 配布場所

（公社）滋賀県建築士会 大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館3階

（公社）滋賀県建築士会高島地域会 高島市今津町中沼1-5-2 高島建設会館

（公社）滋賀県建築士会彦根支部 彦根市極楽寺町上箱4-1 彦根建設会館

（公社）滋賀県建築士会長浜支部 長浜市小堀町222 長浜建設会館

（一財）滋賀県建築住宅センター 草津市南草津3-12-6

（一財）滋賀県建築住宅センター近江八幡事務所 近江八幡市桜宮町294 YP. 1ビル2階

（一財）滋賀県建築住宅センター彦根事務所 彦根市船町6-28 北村ビル2階

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、平成28年または平成29年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、平成28年もしくは平成29年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書または平成28年もしくは平成29年の「設計製図の試験」の不合格通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたもののうち、いずれかを提出することにより行ってください。

6 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として平成30年6月8日（金）頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合 格 者 の 発 表 日	合 格 者 の 発 表 方 法
学 科 の 試 験	平成30年8月21日（火）（予定）	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	平成30年12月6日（木）（予定）	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者（「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。）には、通知しません。

なお、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 平成30年8月21日（火）から平成30年9月21日（金）まで（予定）

イ 設計製図の試験 平成30年12月6日（木）から平成30年12月28日（金）まで（予定）

(2) 時間 9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 平成30年二級建築士試験受験票および運転免許証等の書類（顔写真入りの本人であることが確認できる書類）

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分（ランク）

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問い合わせには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を（公財）建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成30年6月6日（水）頃から（公財）建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問い合わせ先

（公財）建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

（公社）滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

平成30年木造建築士試験実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成30年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
平成30年7月22日（日）	10：00～13：00（3時間）	学科Ⅰ（建築計画） 学科Ⅱ（建築法規）
	14：10～17：10（3時間）	学科Ⅲ（建築構造） 学科Ⅳ（建築施工）
平成30年10月14日（日）	11：00～16：00（5時間）	設計製図の試験

2 試験地

(1) 学科の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス）草津市野路東1-1-1

(2) 設計製図の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス）草津市野路東1-1-1

3 受験資格（建築士法第15条）

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等	建築実務の 経 験 年 数
第1号	大学（短期大学を含む。）または高等専門学校において、指定科目を修めて卒業した者	卒業後0年
第2号	高等学校または中等教育学校において、指定科目を修めて卒業した者	卒業後3年以上
第3号	その他知事が特に認める者	所定の年数以上
	建築設備士	0年
第4号	建築に関する学歴なし	7年以上

詳しくは、平成20年国土交通省告示第743号および平成20年国土交通省告示第744号ならびに平成20年滋賀県告示第580号に定めるところによります。

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 次の(7)または(4)に該当する者に限り行うことができます。

(7) 過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票または可否の通知書が貼付されている者

(4) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書または住民票が添付されている者

イ 受験申込みの受付期間 平成30年4月2日（月）から平成30年4月16日（月）まで

ウ 受験申込みの方法および郵送先

(7) 受験申込みの方法 必ず簡易書留で郵送してください（締切日の消印のあるものまで有効です。）。)

(4) 郵送先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル （公財）建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

イ 受験申込みの受付期間および受付時間

(7) 受付期間 平成30年4月9日（月）から平成30年4月16日（月）まで

(4) 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

ウ 受験申込みの方法 （公財）建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）におい

て、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 過去に木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した木造建築士試験の受験票または合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行ってください。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)または(2)による受験申込みができなかった者も行うことができます。

イ 受験申込みの受付期間および受付時間

(ア) 受付期間 平成30年4月19日(木)から平成30年4月23日(月)まで

(イ) 受付時間 10時から17時まで

ウ 受験申込みの受付場所および方法

(ア) 受付場所 (公社)滋賀県建築士会(大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館3階)

(イ) 申込みの方法 (ア)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出してください。

(4) 受験申込書の配布

ア 郵送による配布(1名1部。ただし、異なる試験種別または申込区分で受験する者は、各1部を同時に請求することが可能です。)

(ア) 請求期間 平成30年3月26日(月)10時から平成30年4月6日(金)17時まで

(イ) 配布期間 平成30年4月2日(月)から平成30年4月13日(金)まで(着払いにより郵送します。)

平成30年4月13日(金)までに届かない場合は、(イ)の問い合わせ先に必ず平成30年4月16日(月)にお問い合わせください。

(ウ) 郵送費用 受験申込書の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際にお支払いください。

(エ) 請求方法 (公財)建築技術教育普及センターのホームページによる請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求してください。FAXによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別(木造)および申込区分(「学科の試験から」または「設計製図の試験のみ」)を必ず明記し、次の宛先に請求してください。

宛先 (公財)建築技術教育普及センター受験申込書配布係(FAX 042-628-3550)

(オ) 問い合わせ先 電話 042-628-9253(平成30年3月26日(月)から平成30年4月16日(月)までの平日9時30分から17時まで)

イ 受付窓口における配布

(ア) 配布期間 平成30年4月2日(月)から平成30年4月23日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。ただし、4月21日(土)および22日(日)は受験申込書の受付を実施する場所に限って配布を行います。)

(イ) 配布時間 9時30分から17時まで(ただし、4月23日(月)は9時30分から16時まで)

(ウ) 配布場所

(公社)滋賀県建築士会 大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館3階

(公社)滋賀県建築士会高島地域会 高島市今津町中沼1-5-2 高島建設会館

(公社)滋賀県建築士会彦根支部 彦根市極楽寺町上箱4-1 彦根建設会館

(公社)滋賀県建築士会長浜支部 長浜市小堀町222 長浜建設会館

(一財)滋賀県建築住宅センター 草津市南草津3-12-6

(一財)滋賀県建築住宅センター近江八幡事務所 近江八幡市桜宮町294 YP. 1ビル2階

(一財)滋賀県建築住宅センター彦根事務所 彦根市船町6-28 北村ビル2階

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、平成28年または平成29年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、平成28年もしくは平成29年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書または平成28年もしくは平成29年の「設計製図の試験」の不合格通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたもののうち、いずれかを提出することにより行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として平成30年6月8日(金)頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合 格 者 の 発 表 日	合 格 者 の 発 表 方 法
学 科 の 試 験	平成30年9月4日(火)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	平成30年12月6日(木)(予定)	・滋賀県公報で公告

・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合格の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者（「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。）には、通知しません。

なお、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 平成30年 9 月 4 日(火)から平成30年10 月 5 日(金)まで（予定）

イ 設計製図の試験 平成30年12 月 6 日(木)から平成30年12 月28 日(金)まで（予定）

(2) 時間 9 時から17時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 6 階

(4) 持参するもの 平成30年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類（顔写真入りの本人であることが確認できる書類）

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分（ランク）

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問い合わせには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を（公財）建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成30年 6 月 6 日(水)頃から（公財）建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問い合わせ先

（公財）建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06－6942－2214

（公社）滋賀県建築士会 電話 077－522－1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077－528－4251

正

誤

平成28年 6 月29日付け第4171号滋賀県告示第309号中

ページ	行	誤	正
1	下から 6	828－7 から828－46まで	828－7（次の図に示す部分に限る。）、 828－8 から828－46まで
2	10	その関係書類	その図面および関係書類

平成28年 6 月29日付け第4171号滋賀県告示第313号中

ページ	行	誤	正
3	24	保安林の所在場所および保安林として指定された目的 次の告示で定めるところによる。 平成12年農林水産省告示第293号（1に係るものに限る。）	保安林の所在場所 米原市（次の図に示す部分に限る。）
	下から22	2 変更後の指定施業要件	2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件
	下から15	「次のとおり」	「次の図」および「次のとおり」
		その関係書類	その図面および関係書類

平成28年 7 月15日付け第4178号滋賀県告示第349号中

ページ	行	誤	正
3	8	104－ 1	104－ 1 （次の図に示す部分に限る。）
	17	「次のとおり」	「次の図」 および「次のとおり」
		その関係書類	その図面および関係書類

平成28年10月19日付け第4219号滋賀県告示第458号中

ページ	行	誤	正
3	15	立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種	立木の伐採の限度